

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	柏原町大新屋	令和 3 年 7 月	令和 3 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.1 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3 ha
(備考) 現在は農地中間管理機構の積極的な活用は考えていない。	アンケート回答割合 (②/①)
	54.1 %

2. 対象地区の課題

当集落は農業者の高齢化が進み、また後継者不足から農業従事者が減少していくことが想定される。地域の水利の不便さや作業出役も負担が増加しており、耕作放棄地の増加等、農地管理に不安がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在は地域の中心となる担い手及び個々の農家が継続して管理しているが、高齢化に伴い、集落営農等の担い手を育成し、集積・集約化を行い効率的な活用を図る必要がある。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

担い手の高齢化に伴い、地域農業の担い手を育成する。
高齢化による出し手の農地利用については集落営農の立ち上げ等、効率的な運用を図り、検討を行う。
また、将来的には水稻、転作作物の品質向上を目指す。